

議案第 38 号

向日市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

向日市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 5 月 27 日提出

提出者

向日市議会議員 太 田 秀 明

賛成者

向日市議会議員 和 島 一 行

〃 近 藤 宏 和

〃 村 田 光 隆

条例第 号

向日市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

向日市議会の議員の定数を定める条例(平成14年条例第20号)の一部を次のように改正する。

本則中「20人」を「18人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の向日市議会の議員の定数を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される向日市議会議員の一般選挙から適用する。

〈参 考〉

向日市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
向日市議会の議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、 <u>18人</u> とする。	向日市議会の議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、 <u>20人</u> とする。